

「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」の改定について

I. 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」改定のポイント

- 研究開発政策体系におけるプログラム評価の導入・拡大
- アウトカム指標による目標の明確化とその達成に向けたシステムの設計

II. 「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」改定に向け検討すべき提言等

- 「第4期科学技術基本計画」(平成23年8月19日 閣議決定)
- 「東日本大震災を踏まえた今後の科学技術・学術政策の在り方について(建議)」(平成25年1月17日 科学技術・学術審議会)
- 「我が国の研究評価システムの在り方～研究者を育成・支援する評価システムへの転換～」(平成24年10月26日 日本学術会議研究にかかわる「評価システム」の在り方検討会)
- 「リスク社会の克服と知的社会の成熟に向けた人文学及び社会科学の振興について」(平成24年7月25日 科学技術・学術審議会学術分科会)
- 「研究開発評価システム改革の方向性について(審議のまとめ)」(平成21年8月4日 科学技術・学術審議会研究評価部会)

III. 「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」改定の進め方・スケジュール(案)

文部科学省評価指針改定	大綱的指針改定(CSTP・内閣府)
平成24年 10月5日:研究開発評価部会 →作業部会の設置決定 11月6日:研究計画・評価分科会 11月28日:科学技術・学術審議会総会 平成24年12月～平成25年1月 研究開発評価部会作業部会(3回) 平成25年中:研究開発評価部会 →改定案審議・とりまとめ :研究計画・評価分科会 →改定案審議・とりまとめ :科学技術・学術審議会総会 →改定案審議・決定	平成24年 10月19日: 評価専門調査会(第1回) →改定案骨子検討 11月15日: 評価専門調査会(第2回) →改定案具体的内容検討 11月21日: 評価専門調査会(第3回) →改定案具体的内容検討 (各府省意見照会) 12月6日 総合科学技術会議 →改定案決定

国の研究開発評価に関する大綱的指針のポイント

1. 改定の経緯

- 各府省においては、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成20年10月31日 内閣総理大臣決定)に沿った評価指針等を策定し、これに基づき評価を実施。
- 第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日)において、科学技術イノベーション政策におけるPDCAサイクルの確立が謳われており、そのための研究開発評価システムの改善及び充実が必要。
- 総合科学技術会議における意見具申を受け、内閣総理大臣により決定(平成24年12月6日)。
- 今後、各府省は、大綱的指針の改定を受け、評価指針等を改定(策定)し、評価を実施。

2. 課題と方向性

- 現状の研究開発は、施策の目標に対する各研究開発課題の位置付け、関連付けが不明確。結果として各研究開発課題の総体としての効果が十分に発揮されているとは言えない状況。
- 政策課題を解決し、イノベーションを生み出していくためには、**研究開発課題や研究資金制度を研究開発プログラムとして設定(プログラム化)し、適切な評価を実施**することを通じて、**次の研究開発につなげていく**ことが重要。

3. 改定のポイント

(1) 研究開発プログラムの評価の導入

- 研究開発課題の有機的な関連付けによるプログラム化及び競争的資金制度等の研究資金制度のプログラム化
- 府省及び研究開発法人等を対象
- 評価部門の運営の独立性に配慮、マネジメント体制を強化
- 追跡調査の実施、追跡評価の対象拡大
- 評価結果を研究開発プログラムの改善又は中止などに適切に反映

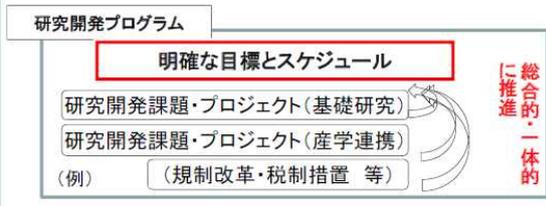
(2) アウトカム指標による目標の設定の促進

- 取り組むべき課題に対応した目標(アウトカム指標等による目標)の設定と達成状況の把握

研究開発プログラムの評価の導入

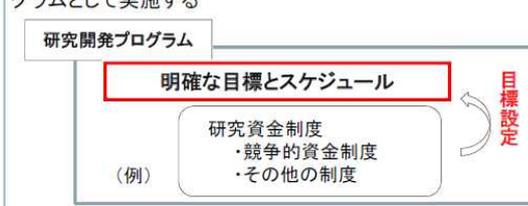
研究開発課題の関連付けによるプログラム化

施策の企画立案段階において、あらかじめ研究開発プログラムを設定し、その下で必要な研究開発課題等を配置し実行する



研究資金制度のプログラム化

上位の施策目標との関連性を明確にし、当該研究資金制度の目的に応じた検証可能な目標を設定し、研究開発プログラムとして実施する



研究開発プログラムの設定の基本的考え方

- 研究開発プログラムにより**解決すべき政策課題**及び**時間軸を明確にした検証可能な目標(アウトカム指標による目標)**を設定するとともに、上位の階層である施策における位置付けが明確であること。
- 目標の実現に必要な**研究開発課題**及び**必要に応じ研究開発以外の手段のまとまり**によって構成され、**目標達成に向けた工程表(手段及びプロセス)**が明示されること。
- 研究開発プログラムの**推進主体**と、**個々の研究開発課題の実施又は推進主体との役割分担及び責任の所在が明確**であること。等

※**アウトカム指標**: 成果の本質的又は内容的側面であり、活動の意図した結果として、定量的又は定性的に評価できる、**目標の達成度を測る指標**

研究開発プログラムの評価(府省、研究開発法人等を対象)

評価部門の運営の独立性に配慮、マネジメント体制を強化

追跡評価・追跡調査の実施

評価結果を研究開発プログラムの改善又は中止に反映するなど適切に反映